### 「東京都指定排水設備工事事業者」各種変更等届出のご案内

### 【必要書類一覧表】

#### オンライン申請の場合には、必要書類をデジタルカメラ撮影やスキャナ等により、電子データ化していただく必要があります。

項	必要書類		商号・			メールアドレス・ 電話番号変更		事業者証 再交付		選任	選任	廃業				
番	心女音規	法人	個人 事業	法人	個人 事業	法人	個人 事業	法人	個人 事業	法人	個人 事業	法人	個人 事業	选江	解除	冼未
1	申請書・届出書 (オンライン申請を行う場合は不要です)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	商業登記履歴事項全部証明書	0		0		0						0				
3	直近の確定申告書のコピー ※個人番号を必ず隠してコピーしてください		0													
4	事業所の建物が都内に存在することの証明			0	0		$\bigvee$					0	0			
5	住居表示変更証明書						$\bigwedge$	0	0							
6	東京都指定排水設備工事事業者証(原本)	0	0	0	0	0		0	0							<b>(</b>
7	選任する技術者全員の雇用関係を証明する 書類													0		
8	返信用封筒(490円分の切手を貼付)	0	0	0	0	0		0	0			0	0			

#### ◎注意事項

- 営業形態を変更する場合、(法人から個人事業へ又は個人事業から法人へ変更する場合) 新たに指定を受ける必要があります。
- 個人事業者の代表者変更はできません。新しい代表者名義で新規指定を受ける必要があります。
- 申請内容に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に届出が必要です。届出がなされていないと、指定更新のご案内などの重要な書類が届かない場合があります。
- 主たる事業所だけでなく、その他の事業所についても事業所の名称変更や所在地変更(開設、廃止を含む)が生じた場合は届出てください。

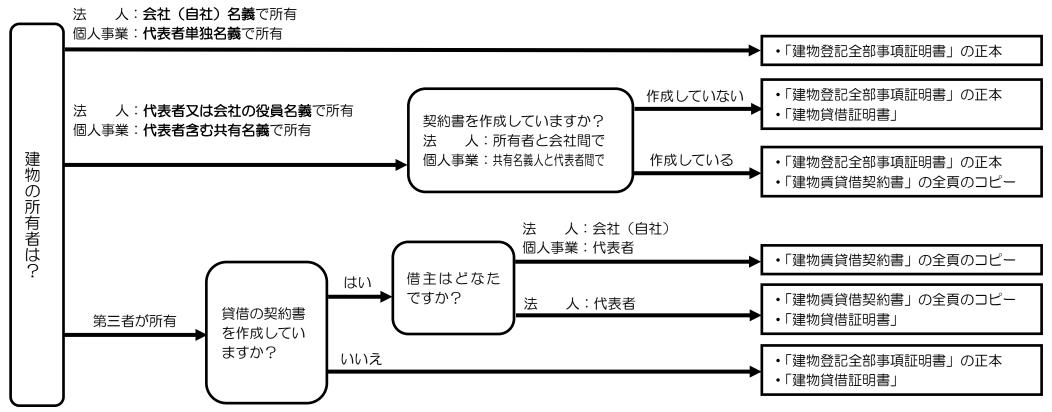
# 【必要書類詳細】

項番	必要書類	注意事項
1	東京都指定排水設備工事事業者 各申請書・届出書	様式はホームページからダウンロードできます。 (オンライン申請を行う場合は不要です)
2	商業登記履歴事項全部証明書	<ul><li>全部事項証明書(謄本)の履歴事項証明書をご用意ください。</li><li>直近3カ月以内に発行されたもの。</li></ul>
3	直近の確定申告書の「第1表」及び「第2表」のコピー	<ul> <li>税務署に提出済みであることが確認できるもの(例:電子申告を利用した場合は、国税庁から送付される受付確認メール(受信通知)や申告書類の画面コピー(受付日時が確認できるもの)など)</li> <li>個人番号が表示されていないこと。 (当該記載部分を隠してコピーしたものを提出してください。)</li> </ul>
4	事業所の建物が都内に存在することの証明書類	• <u>4ページの「※1事業所の建物が都内に存在することの証明書類」をご覧ください。</u>
5	住居表示変更証明書	市区町村が発行しています。 取得方法等の詳細は、事業所が所在する市区町村にお問い合わせください。
6	東京都指定排水設備工事事業者証(原本)	(郵送申請の方) 申請書等の書類と合わせてお送りください。  (オンライン申請の方) 申請内容の確認後、申請時に登録していただいたメールアドレスまたは電話番号 あてにご連絡をさせていただきます。その後、東京都指定排水設備工事事業者証 (原本)及び新しい事業者証を送付するための返信用封筒をお送りください。

項番	必要書類	注意事項		
	選任する責任技術者全員の雇用関係を証明するもの ※以下のいずれか1点	代表者や役員を選任する場合にも証明が必要です。		
	<ul><li>・本人の氏名及び会社の社名が記載されている</li><li>健康保険証の両面のコピー</li></ul>	※ 健康保険証は、被保険者記号・番号及び保険者番号をマスキングしてコピー してください(下図参照)。		
	<ul><li>健康保険組合が発行する健康保険加入者 証明書</li></ul>	健康保険 本人(被保険者) 令和〇年〇月〇日交付被保険者証 記号 番号 番号		
7	・住民税・特別徴収税額の決定通知(特別徴収 義務者用)のコピー(直近のもの)	氏名       ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
	• 健康保険•厚生年金保険被保険者標準報酬決定 通知書	保険者番号 保険者名称 保険者所在地 ○○区 ○○		
	• 健康保険 • 厚生年金保険被保険者標準報酬決定 通知書	※ いずれの書類も用意できない場合、7ページの連絡先までお問い合わせください。		
	【個人事業の方】 ・確定申告書のコピー又は所得税青色申告 決算書のコピー(直近のもの、個人番号を必ず 隠してコピーしてください)			
		新しい事業者証を簡易書留にて送付するため、490円分の切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。		
8	返信用封筒(490円分の切手を貼付)	(郵送申請の方) 申請書等の書類と合わせてお送りください。 (オンライン申請の方) 申請内容の確認後、申請時に登録していただいたメールアドレスまたは電話番号 あてにご連絡をさせていただきます。その後、東京都指定排水設備工事事業者証 (原本)及び返信用封筒をお送りください。		

#### ※1 事業所の建物が都内に存在することの証明書類

建物の所有形態によって、必要な書類が異なります。



#### く書類についての注意>

建物登記全部事項証明書	発行3カ月以内の正本をお持ちください。取得方法などは法務局にご確認ください。 ※「一部事項証明書」では受付できませんのでご注意ください。
建物貸借証明書	<ul><li>様式は、東京都下水道局ホームページからダウンロードしてください。</li><li>会社又は代表者が建物を貸借していることについて、建物賃貸借契約書にて確認ができない場合に証明する書類です。必要事項を記入してください。</li><li>貸主:建物の所有者または賃借人 借主:法人の場合は会社、個人事業の場合は代表者</li></ul>
建物賃貸借契約書	申請時において有効な契約書の全頁のコピーをご用意ください。(当初契約期間が過ぎ、自動更新の場合は、現在の賃貸借が確認できる書類(家賃の振込票など)もご用意ください。)

# 受付のながれ

### 各種変更届

各種変更届出の申請方法は、「オンライン」、「郵送」及び「窓口」の3つの中からお選びください。

なお、オンラインによる申請をいただいた場合でも、変更内容によっては、変更後の指定事業者証を送付するための返信用封筒を送付いただきますので、 ご了承ください。

こう年へたとい。	A オンラインによる申請	B 郵送による申請	C 窓口による申請
	<u>オンライン申請サイト</u> から申請してくだ さい。	必要書類を以下の「郵送送付先」まで ご提出ください。	東京都下水道局施設管理部排水設備課窓口(新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側29階)までお越しください。
① 書類の審査		【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎29階	【受付時間】 9:00~12:00、13:00~16:00 (土日祝を除く)
		「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」あて	※上記【受付時間】外に申請を受け付けた場合には、別途「返信用封筒」が必要になる場合があります。
② 指定事業者証の交付			
以下の4つの変更申請 については、手続完了後 に変更後の新しい指定事 業者証を交付します。 ・商号・名称変更 ・所在地変更 ・代表者変更 ・住居表示変更		書類の審査完了後、申請時に同封して いただいた「返信用封筒」で変更後の新 しい指定事業者証を郵送します。	書類の審査完了後、その場で変更後の 新しい指定事業者証をお渡しします。

# 事業者証再交付申請

事業者証再交付の申請方法は、「郵送」及び「窓口」の2つの中からお選びください。

	A 郵送による申請	B 窓口による申請
① 書類の審査	必要書類を以下の「郵送送付先」までご提出ください。 また、提出の際には再交付した指定事業者証を郵送する ための「490円分の切手を貼付した返信用封筒」を同封 して ください 【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎29階 「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」あて	東京都下水道局施設管理部排水設備課窓口(新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側29階)までお越しください。 【受付時間】 9:00~11:30、13:00~14:30 (土日祝を除く) ※上記【受付時間】外に申請を受け付けた場合には、別途「返信用封筒」が必要になる場合があります。
<ul><li>② 再交付手数料の納付 【申請手数料】 1件につき 1,500円(非課税)</li></ul>	書類の審査完了後、申請手数料の請求書を申請者の住所宛に郵送しますので、お近くの金融機関でお支払いください。	書類の審査完了後、申請手数料の請求書を発行しますので、 都庁舎内の金融機関(みずほ銀行・郵便局)等でお支払いくだ さい。
③ 指定事業者証の交付	再交付手数料の納付確認後、申請時に同封していただいた 「返信用封筒」で指定事業者証を郵送します。	窓口で再交付手数料の納付を確認した後、その場で指定事業者証をお渡しします。

# 選任/選任解除届

責任技術者の選任及び選任解除の届出の申請方法は、「オンライン」・「郵送」・「窓口」の3つの中からお選びください。

	A オンラインによる申請	B 郵送による申請	C 窓口による申請
①書類の審査	<u>オンライン申請サイト</u> から申請して ください。	必要書類を以下の「郵送送付先」まで ご提出ください。 【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎29階 「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」あて	東京都下水道局施設管理部排水設備課窓口(新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側29階)までお越しください。 【受付時間】 9:00~12:00、13:00~16:00(土日祝を除く)

### 廃業届

指定事業者廃業の届出の申請方法は、「郵送」及び「窓口」の2つの中からお選びください。

	A 郵送による申請	B 窓口による申請
①書類の審査	必要書類を以下の「郵送送付先」までご提出ください。 【郵送送付先】 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎29階 「東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当」あて	東京都下水道局施設管理部排水設備課窓口(新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側29階)までお越しください。 【受付時間】 9:00~12:00、13:00~16:00 (土日祝を除く)

#### 【各手続に関する問合せ先】

東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当電話:03-5320-6582(直通)